

令和3年度新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る施設への影響

1 施設の休館及び開館時間短縮要請の期間

| 要 請 の 内 容 | 対 象 期 間 | 対象施設 |
|---|-----------------------|------|
| 開館時間の短縮 (20 時まで) | 令和3年4月5日～7日 | 体育会館 |
| 開館時間の短縮 (20 時まで) | 令和3年4月8日～24日 | 4 施設 |
| 施設の休館 | 令和3年4月25日～6月20日(57日間) | 4 施設 |
| 開館時間の短縮 (20 時まで) | 令和3年6月21日～7月11日 | 4 施設 |
| 開館時間の短縮 (21 時まで) | 令和3年7月12日～8月1日 | 4 施設 |
| 開館時間の短縮 (イベント：21 時まで) (上記以外：20 時まで) | 令和3年8月2日～9月30日 | 4 施設 |
| 開館時間の短縮 (21 時まで) | 令和3年10月1日～24日 | 4 施設 |

※上記のほか、イベント開催時の収容人数の制限なども要請

2 1に係るキャンセル料等補填額

| 施設名 | キャンセル料等補填額 |
|------------|------------|
| 漕艇センター | 249千円 |
| 臨海スポーツセンター | 20,317千円 |
| 体育会館 | 91,295千円 |
| 門真スポーツセンター | 70,634千円 |
| 計 | 182,495千円 |

<参考>大阪府の対応方針（財務部長通知）

1 利用者への対応

休館に伴い予約済みの案件は解約、徴収済みの利用料金は全額返金（キャンセル料は不徴収）

2 指定管理者への対応

(1) キャンセル料相当額は、府が負担する。

(2) 休館による減収への対応については、休館補償としてではなく、当該施設の運営にかかる資金繰り等、各施設や指定管理者の置かれている状況、協定等の内容が施設により異なることを踏まえ、個別に対応する。